

平成30年10月

会 員 各 位

公益社団法人全日本不動産協会
法務税制委員会

「政策・税制改正要望に関するアンケート調査」への御協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の運営にご協力賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

この度、(公社)全日本不動産協会 法務税制委員会では、政策・税制改正要望の見直しや今後の検討資料作成を目的に、会員の皆様に、政策・税制改正要望に関するアンケート調査を実施することに致しました。

皆様から頂いたアンケート結果は、(公社)全日本不動産協会 法務税制委員会で資料等としての活用や、国や関係各所への提言等への参考資料として用いる予定です。その他の目的には使用致しません。

また今後も継続して、アンケート調査等を行うことを検討しており、引き続きご協力いただける会員の皆様にはアンケートの最後にあります会員情報記入欄にご記入いただければ幸いです。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本調査の趣旨に御理解を賜り、御協力頂けますよう、お願い申し上げます。

敬具

御回答頂ける場合、平成30年10月25日(木)までに御回答頂ければ幸いです。なお、本アンケート調査に関するお問合せについては、以下にお願いいたします。

【お問い合わせ先】

(公社)全日本不動産協会 総本部事務局 03-3263-7030 (担当 笈川)

<本アンケートの回答方法>

◎回答は、別紙の質問票(両面印刷)をご確認いただき、当依頼状裏面の回答用紙へご記入後 **FAX 050-3588-0625** にお送りください。

(FAX 番号は回答用紙にも記載しています)。

または survey@zennichi.or.jp に PDF 等でお送りください。

※選択肢に○をつけて（ ）内には必要事項をご記入下さい

Q1	1.相談を受けて取引対応した () 件 2.相談を受けて取引対応を検討したが、断った () 件 3.相談を受けていない
Q1-1	1.空き家の状態 2.立地条件 3.所有者が不明 4.売買取引価格 5.検査・補修費用 6.その他(理由:)
Q2	合計 () 件 【内訳】 売買仲介: () 件 交換: () 件 代理: () 件 買取再販: () 件
Q3	空き家 : () 万円(仲介の場合報酬額 円) 空き地 : () 万円(仲介の場合報酬額 円)
Q4	1.請求したことがある () 件 2.請求したことはない(理由:)
Q5	1.空き家の状態 2.立地条件 3.所有者が不明 4.売買取引価格 5.検査・補修費用 6.その他(理由:)
Q6	1.地域の方から相談を受けて取引対応した () 件 2.地域の方から相談を受けて取引対応を検討したが、断った () 件 3.所有者または相続人から相談を受けて取引対応した () 件 4.所有者または相続人から相談を受けて取引対応を検討したが、断った () 件 5.相談を受けていない
Q6-1	1.空き家の状態 2.立地条件 3.所有者が不明 4.売買取引価格 5.検査・補修費用 6.その他(理由:)
Q7①	1.はい、要望に賛成します 2.いいえ、要望に反対します (理由)
Q7②	1.はい、要望に賛成します 2.いいえ、要望に反対します (理由)
Q8	1.はい、興味があり、使用者の登録もしている 2.はい、興味はあるが、まだ登録していないまたはよく知らない 3.はい、興味がない、登録する気はない 4.いいえ、興味もない、登録する気もない (理由)
Q9	自由コメント欄
Q10	社名 Email

御回答を通じていただいた個人情報につきましては、当協会の実施する調査の範囲内においてのみ利用し、適正に管理いたします。

政策・税制改正要望に関するアンケート調査

※回答はすべて回答用紙（依頼状裏面）にご記入下さい

Q1.この1年間で空き家について相談を受けたことがありますか（複数回答可）
ある場合は件数をお書きください。

- 1.相談を受けて取引対応した () 件
- 2.相談を受けて取引対応を検討したが、断った () 件
- 3.相談を受けていない

Q1-1.空き家について相談を受けて取引対応を断った方に聞きます。なぜ断りましたか（複数回答可）

- 1.空き家の状態
- 2.立地条件
- 3.所有者が不明
- 4.売買取引価格
- 5.検査・補修費用
- 6.その他

Q2.この1年間の、空き家の売買仲介または買取再販等の件数をお書きください。ない場合は0を記入してください

合計 () 件

【内訳】 売買仲介: () 件 交換: () 件 代理: () 件 買取再販: () 件

Q3.いくらで取引をしましたか。（複数回取引した場合は大体の平均額を記入ください。）

空き家 : () 万円（仲介の場合報酬額 円）
空き地 : () 万円（仲介の場合報酬額 円）

Q4.平成30年1月1日以降、400万円以下の空き家の売買仲介等についてお聞きします
国交省告示の一部改正により、平成30年1月1日から施行された「低廉な空き家等」に関して、売主から受け取れる媒介報酬の上限が一定の条件のもと引き上げられました。実際に売主から上限額の18万円を請求したことはありますか

- 1.請求したことがある () 件
- 2.請求したことはない【理由】 ()

Q5.空き家の取引をしていく中で何が問題となることが多いですか（複数回答可）

- 1.空き家の状態
- 2.立地条件
- 3.所有者が不明
- 4.売買取引価格
- 5.検査・補修費用
- 6.その他

Q6.所有者不明土地や未利用空地について、相談を受けたことはありますか

- 1.地域の方から相談を受けて取引対応した () 件
- 2.地域の方から相談を受けて取引対応を検討したが、断った () 件
- 3.所有者または相続人から相談を受けて取引対応した () 件
- 4.所有者または相続人から相談を受けて取引対応を検討したが、断った () 件
- 5.相談を受けていない

Q6-1.所有者不明土地や未利用空地について相談を受けて、取引対応を断った方に聞きます。
なぜ断りましたか（複数回答可）

- 1.空き家の状態
- 2.立地条件
- 3.所有者が不明
- 4.売買取引価格
- 5.検査・補修費用
- 6.その他

※裏面に続きます

Q7.全日本不動産協会は「空き家、所有者不明土地や未利用空地の流通促進を図る政策を要望」として以下の2項目を提出します。各要望についてご意見をください

①行政と民間による情報交換並びに連携の促進

空き家等に関する問題解決を図る為、不動産所有者情報の開示について、官民が協力した地方自治体の先進的な取り組み事例を集約し、統一した実現可能性が高い方策により、全国への展開を要望する。

また取り組み等を効率的に運用する為、官民が連携しながら調査に必要な登記情報、固定資産課税台帳、農地台帳等の不動産に関わる所有者等の情報について、宅地建物取引士に対し開示を要望する。

1. はい、要望に賛成します 2. いいえ、要望に反対します

【理由】

②空き家や未利用空地の積極的な国庫への帰属促進と利活用

土地の資産価値が低いとされる「所有者不明土地」「空き家」「未利用空地」の不動産に付随する法的、経済的な障壁を取り除き、地方自治体や宅地建物取引業者等民間による新たな利活用を促す環境を構築するため、空き家や未利用空地等に関して所有権の放棄を認める新たな制度を制定するとともに、一旦、国庫に帰属させる等の早期解決に向けた具体的な施策を要望する。また、併せて既存の相続放棄等手続きの簡素化を要望する

1. はい、要望に賛成します 2. いいえ、要望に反対します

【理由】

Q8.安心 R 住宅制度を知っていますか、また興味関心はありますか

1. はい、興味があり、使用者の登録もしている
2. はい、興味はあるが、まだ登録していないまたはよく知らない
3. はい、興味がない、登録する気はない
4. いいえ、興味もない、登録する気もない

【理由】

Q9.政策及び税制改正要望等、意見がございましたらご自由にお書きください

Q10.今後、総本部法務税制委員会では会員の皆様へ様々な情報を集めるため、インターネットを介したアンケートを実施していきたいと存じます。もし当委員会のアンケート調査にご協力いただけるようでしたら、会社名と E-MAIL アドレスをご記入いただきますよう宜しくお願い致します